

防犯活動支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 17 年 4 月 28 日 泉地振第 27 号区長決裁
最近改正 平成 31 年 3 月 1 日 泉地振第 1202 号区長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、安全で安心して暮らすために地域が行う防犯活動について補助金を交付することにより、地域が連帯して取り組む自主防犯活動が活発化することを目的とする。

2 防犯活動支援事業についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

(補助事業者等の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者等は、各地区連合自治会町内会（以下「地区連合」という）とする。

(対象経費)

第 4 条 この要綱における補助の対象となる経費は、地区連合が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に実施する、自主的な各種防犯活動に要する経費とする。

(補助金額)

第 5 条 地区連合が実施する自主的な各種防犯活動に対する補助金交付金額は、100 千円に、地区連合に加入する自治会町内会数に 5 千円を乗じたものを加算した金額を補助限度額とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出は、6 月 30 日までとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、防犯活動支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯活動支援事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 防犯活動支援事業収支予算書（第 3 号様式）

(交付決定通知)

第 7 条 補助金規則第 6 条第 3 項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、防犯活動支援事業補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第 8 条の規定による補助金交付決定の通知は、防犯活動支援事業補助金交付決定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

(申請の取り下げの期日)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める防犯活動支援事業補助金交付申請の取り下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日以内とする。

(補助事業の計画変更の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、補助金規則第7条第1号の規定によりあらかじめ、防犯活動支援事業計画変更承認申請書(第6号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯活動支援事業計画書(第2号様式)
- (2) 防犯活動支援事業収支予算書(第3号様式)

(変更決定及び通知)

第10条 区長は、前条の申請があったときは、補助金の額の変更を行うことができる。

2 区長は、補助金の額の変更をしたときは、防犯活動支援事業補助金額変更通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助金規則第7条第2号の規定により速やかに、防犯活動支援事業補助金補助事業中止承認申請書(第8号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、防犯活動支援事業完了報告書(第9号様式)を用いなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯活動支援事業実績報告書(第10号様式)
- (2) 防犯活動支援事業収支決算書(第11号様式)
- (3) 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等として、補助事業に係るすべての領収書等の写し
- (4) 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

3 報告書の提出期限は、事業終了後30日以内、また、3月17日以降に事業が終了する場合は4月15日とする。

(補助金額の確定通知)

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金確定の通知は、防犯活動支援事業補助金額確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第14条 補助金規則第17条の規定により区長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければならない補助事業を実施できない場合とする。

(補助金交付の請求)

第 15 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、防犯活動支援事業補助金請求書(第 13 号様式)により行わなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は 5 年とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、泉区長が定める。

附 則

この要綱は平成 17 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 31 年 3 月 1 日から施行する。